

令和6年度『通学合宿』事業の基本方針

1 目的

少子化や核家族化が進んでいる状況の中で、接する機会が少なくなりがちな異年齢の子ども同士が共に過ごす時間を意図的に設け、人間関係を学ぶ場とするとともに、地域の方と子どもたちがふれ合う活動が契機となって、地域で子どもを育成しようとする気運をいっそう高めることを目的とする。

2 実施方法等

(1)丹波篠山市子どもの居場所づくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）は、丹波篠山市教育委員会や事業の目的に賛同する団体と連携を図り、本事業の実施にあたる。

(2)推進協議会は、通学合宿の実施を希望する市内の団体を広く募り、次の点を実施の条件として活動を支援する。

ア．小学生から高校生までを対象とし、ある学年・校種だけに偏ってしまうことがないよう募集の際に配慮すること。ただし、地域等の状況によっては、高校生の参加が得られない場合も考えられる。

イ．2月末日までに実施し、期間は2泊3日もしくは1泊2日を基準とすること。そのうち1日は学校の休業日と重なってもよい。

ウ．地域とのつながり、地域の教育力の向上という観点から、地域住民とふれ合う場を設けること。

(3)通学合宿を実施する実行委員会または実施主体となる組織（以下「通学合宿を実施する団体」という。）は、上記(2)ア～ウの点を網羅した実施計画書を作成し推進協議会に提出する。また、それに基づいて事業を実施する。

(4)通学合宿を実施する団体は、事業の総合的な調整役を担うコーディネーターを1名以上配置することとする。コーディネーターは推進協議会や地域の団体、保護者等と連絡調整を図りながら事業を推進する。

(5)通学合宿を実施する団体が計画を変更する場合は、推進協議会へ連絡し指示を受けることとする。

(6)推進協議会は、通学合宿を実施する団体から提出された実施計画書を精査のうえ助成対象経費を決定し、予算の範囲内において、通学合宿を実施する団体へ活動助成金を支払う。

(7)通学合宿の助成対象経費は、消耗品費、通信運搬費、会議費、使用料及び賃借料、印刷製本費、教材費、賄材料費（食材の材料費：子どもたちが自ら調理に関わり、食について学ぶ場合の材料費）とする。ただし、備品購入費、修繕費、謝金、個人に供する材料費、使用料及び賃借料、食糧費、交通費、保険料は経費の対象外とする。

(8)通学合宿を実施する団体は、その事業完了後、すみやかに実施報告書、収支決算書、

並びに領収書等の関係書類を推進協議会に提出する。

(9) 推進協議会は、上記(8)により提出された書類を精査したうえ、当該団体の事業における事業完了後助成対象額を決定し、その額から概算払い分を差し引いた額を精算払いする。

ただし、事業完了後助成対象額が概算払い分を下回った場合は、通学合宿を実施した団体は、超過受け取り分を推進協議会に返金する。

(10) 活動助成金の受け取り方法として、概算・精算を望まない通学合宿を実施する団体においては、申し出により事業終了後の精算のみによる受け取りも可能とする。

ただし、この場合においても前述(3)における実施計画書は、提出しなければならない。

3 通学合宿 1泊2日プランの実施条件について

(1) 推進協議会は、通学合宿の実施を推進するため市内の団体を広く募り、次の点を実施の条件として活動を支援する。

ア. 小学生から高校生までもを対象とし、ある学年・校種だけに偏ってしまうことがないよう募集の際に配慮すること。ただし、地域等の状況によっては、高校生の参加が得られない場合も考えられる。

イ. 2月末日までに実施し、期間は1泊2日とすること。そのうち1日は学校の休業日と重なってもよい。

ウ. 地域とのつながり、地域の教育力の向上という観点から、活動内容の中に地域住民とふれ合う場を設けること。

(2) 実施例

ア. 平日実施 学校の授業等終了後、宿泊する公民館等に集合、夕食、地域とのふれあい時間、就寝、翌日朝、朝食、学校へ

イ. 金曜日実施 学校の授業等終了後、宿泊する公民館等に集合、夕食、地域とのふれあい時間、就寝、翌日(土)朝、朝食、地域と交流イベント等に参加 解散

ウ. 日曜日に実施 宿泊する公民館等に集合、地域と交流イベント等に参加、夕食、地域とのふれあい時間、就寝、翌日(月)朝、朝食、学校へ

助成額

上限50,000円